

水道料金・下水道使用料の改定のお知らせ

令和8年7月請求分(令和8年6月使用分)から上下水道料金が変わります。

改定後の料金表をご確認ください。

上下水道事業の運営は、みなさまからお支払いいただく料金によって支えられています。しかしながら、人口減少等に伴う料金収入の減少に加え、施設の老朽化や近年の物価高騰等の影響を受け必要な経費は増加しています。

現在、上下水道事業の運営は、料金収入で賄うべき経費が賄えていない『原価割れ』(赤字経営)の状態が続いています。

これからも将来にわたって安心してご利用いただくため、この度の料金改定にご理解賜りますようお願い申し上げます。

※今後、ホームページや広報紙を通して、改定する理由や経営状態などをお伝えしていきます。

－改定後の料金表－

【水道料金】

(単位：円)

メーター口径	基本料金 (1月あたり)	従量料金 (1 m ³ あたり)				
		6~10 m ³	11~30 m ³	31~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上
13 mm	1,800	30	180	200	210	240
20 mm	1,800					
25 mm	1,830					
30 mm	1,900					
40 mm	1,930					
50 mm	2,180					
75 mm	2,320					
100 mm	2,490					

※基本水量 5 m³

※表示価格は税抜き

【下水道使用料】

(単位：円)

基本料金 (1月あたり)	従量料金 (1 m ³ あたり)				
	1~10 m ³	11~30 m ³	31~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上
1,350	100	140	200	250	270

※基本水量なし

※表示価格は税抜き

※井戸水等のみの使用者は、10 m³+ (世帯人数-1人) × 5 m³ を使用水量に加算する。

※井戸水等併用使用者は、(10 m³+ (世帯人数-1人) × 5 m³) ÷ 2 を使用水量に加算する。

◎激変緩和措置：下水道使用料の従量料金単価は1年間、値上げをせずに据え置きます。